

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

標記の件について、令和3年7月7日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた対応について

本件対応の適用期間（令和3年7月12日（月）～8月22日（日））

(1) 区立小中学校及び幼稚園・認定子ども園

- ・感染症防止対策を徹底した上で、通常の登校・登園
- ・学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。
- ・校外での活動は、基本的に延期又は中止とする。
- ・不特定多数の人が参加する活動は、基本的にオンラインでの実施又は延期とする。
- ・部活動は、基本的に校内において平日のみ、17時までとする。
- ・各種行事等は、感染状況等によって内容や方法を工夫し、柔軟に対応する。
- ・宿泊を伴う行事は、緊急事態宣言期間中は実施せず、延期又は中止とする。日光林間学園は可能な限り延期とする。
- ・夏季休業中の活動（水泳・補習など）を実施する場合は、教育委員会の基準をもとに、学校の実態に合わせて内容や方法を工夫する。

(2) 新BOP

- ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営する。
- ・BOPは休止を継続する。

(3) 学校施設開放

感染防止対策を徹底した上で学校施設を開放。開放時間は20時まで。

(4) 図書館・図書室・図書館カウンター

感染防止対策を徹底した上で開館する。2時間以内での利用を要請するとともに、必要に応じて密集が発生しないように入場整理を行う。

2 教職員等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種について

(1) 実施主体

東京都

(2) ワクチン接種対象者

- ① 園児・児童・生徒と接する機会のある教職員等
- ② 初めてワクチン接種を受ける教職員等

※具体的な対象範囲は、区立の幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等に勤務する都職員及び区職員（教員、事務職員、学校主事、警備職員等）、委託事業者等である。

(3) 接種会場

東京都庁南展望室（新宿区西新宿 2 - 8 - 1 第一本庁舎 4 5 階）

(4) 接種時期

7 月 1 2 日（月）から 8 月下旬まで（委託事業者は別スケジュール）

3 区立小中学校での感染発生状況（直近 3 か月の推移）

	区立小学校		区立中学校		合 計	
	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
4 月	4 3 人	2 4 校	1 4 人	1 0 校	5 7 人	3 4 校
5 月	3 4 人	3 1 校	9 人	9 校	4 3 人	4 0 校
6 月	1 2 人	1 2 校	3 人	3 校	1 5 人	1 5 校

(注) 人数については、児童・生徒及び教職員等の陽性者数。

学校数については、同一月内で関連性が認められない陽性判明が複数あった場合はそれぞれ計上している。（例）4 月 1 日 A 校で陽性判明、4 月 25 日 A 校で陽性判明の場合 2 校で計上。